平成27年度　発注者支援業務等に関する発注手続き等の説明会時における質問に対する回答

項目	質問事項	回答
担当技術者に対する要件	P23・24 担当技術者の資格要件について、管理技術者に必要とされる同種又は類似の実績経験が1年以上の者と記載されているが、平成26年度以前に発注され、平成27年度に継続されている業務で完了していない実務経験も、実績として認められるのか。	4月1日現在において、1年間の実績を証明できるものを確認できれば、実績として認められます。
担当技術者に対する要件	P7 担当技術者の配置における資格緩和 緩和に関しては、平成26年度以前に契約締結している業務においても対象となるのか。	平成27年度の実施要項に追加された項目であり、平成27年度以降に発注する業を対象と指定降ります。そのため、平成26年度以前に契約締結している業務においては対象外となります。
担当技術者に対する要件	P8 担当技術者の配置緩和 「業務対象事務所」とは、事務所、管理事務所、管理所、出張所等を言うものであり、持ち帰りにより業務を行う場合で受注者の本支店、営業所等を指すものではない。と記載してあり、P8ページに積算技術業務の事例を記載されているが、積算技術業務も在庁型になるのか。	積算技術業務については、九州地方整備局においては、持ち帰りにて業務を実施して頂きます。 ここで言う業務対象事務所等とは、受注者の業務拠点地ではなく、発注者の業務履行場所を指しております。 （補足説明について別添資料参照）
総合評価基準	P26 担当技術者の資格緩和がされているところであるが、担当技術者の経験について評価するとありますが、どのような評価の判断はどうなりますか。	申請された全ての担当技術者を対象として評価を実施します。
参加資格要件	P14 用地補償総合技術 入札参加を希望したときに参加者自身が被補償者でないことの確認ができるのか。技術者個人や会社自体の可能性もある。	入札参加者は、用地図面等の閲覧などにより業務履行場所を確認し、入札参加者自身及び配置予定技術者自身が被補償者でないことを確認の上で、自らにおいてその旨誓約し入札に参加いただくこととなります。

担当技術者の資格要件の緩和について（参考：積算技術業務の例）

1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能**とする。

認められるケース

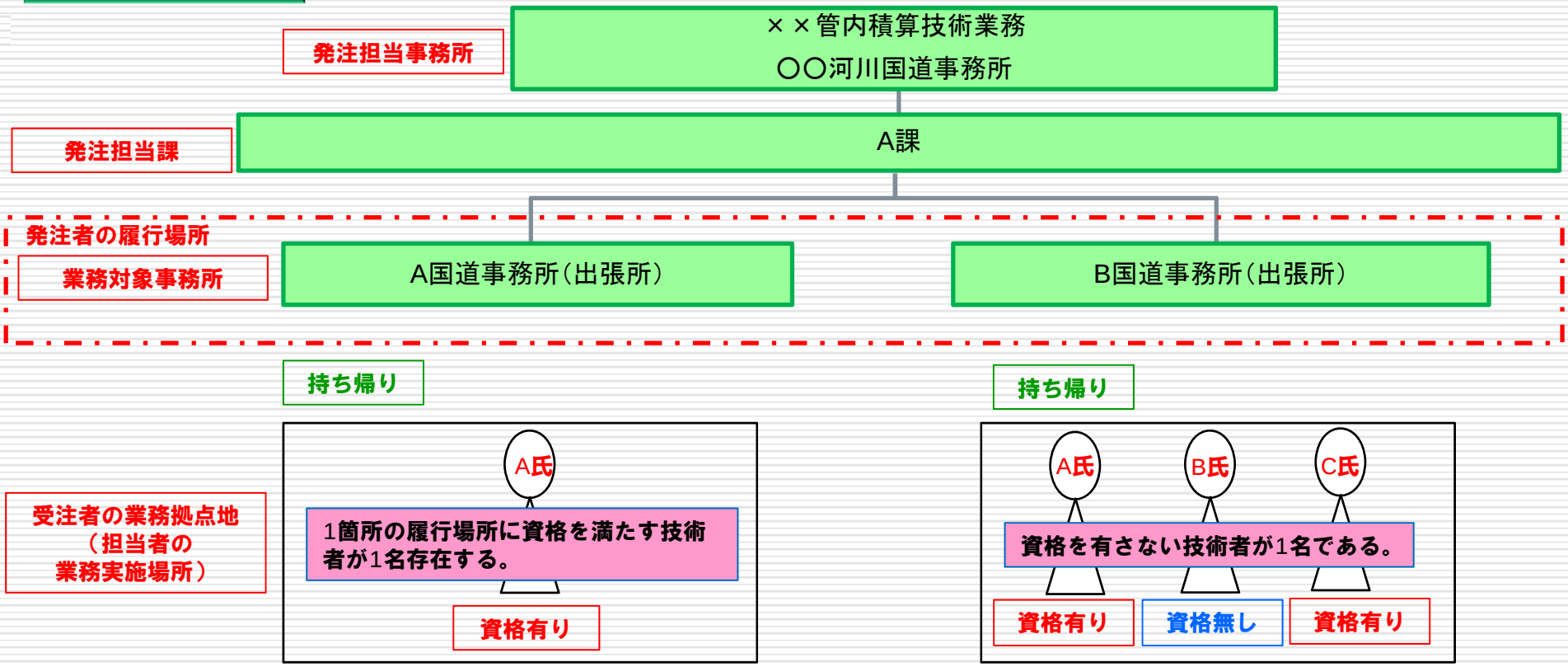

①管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和

＜積算技術業務、技術審査業務＞

1つの履行場所（業務対象事務所等※）において、担当技術者を複数名配置する場合、**1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能**とする。

※「業務対象事務所等」とは、事務所、管理事務所、管理所、出張所を言うものであり、持ち帰りにより業務を行う場合で受注者の本支店、営業所等を指すものではない。